

もとやすのみこの七十賀の、うしろの屏風によりてかきける、
春くればやどにまづさく梅の花きみがちとせのかざしとぞ見る

紀貫之

内侍のかみの右大將藤原朝臣の四十賀しける時に、四季の繪かけるうしろの屏風にかき
たりけるうた、

かすが野にわかなつみつ、萬代をいはふ心は神ぞまゐるらむ以下略

〔紀貫之集〕延喜十五年九月廿二日、右大臣殿藤原忠平の奉爲清和七宮御息所被奉六十賀時屏風

歌

かぞふれどおほつかなきに我宿の梅こそ春の數はまゐるらめ

〔紀貫之集〕同年承平六年の夏、八條右大將の北方本院の北方七十賀し給ふ時の屏風の歌、大將仰

給ふ時に、人の家松、

かはらずもみゆる松かなうべしこそ久しきことのためし成けれ

〔賴基朝臣集〕先代の皇后藤原安子の九條の右大臣殿藤原師輔の五十賀奉り給ふ御屏風に、竹ある家

ながきよを思ひしやれば吳竹の暮行冬もをしからなくに

〔紀友則集〕右大將の四十賀の屏風の歌

珍しき聲ならなくに郭公こゝらの年をあかずも有哉

〔殿曆〕天永三年十月十三日丁酉、家司惟信、太宮司朝實、令參宇治平等院、御寶藏開之、故宇治殿藤原賴

通 御賀御屏風八帖取出之、來月院御賀御屏風本料也、

〔後京極攝政記〕建仁三年十一月廿三日丁亥、今日於上皇二條御所被賀、入道正三位釋阿九十算中

略 件屏風四帖被新調延喜例四帖被調四季各一帖也、上皇以下當世歌仙等詠和歌撰定之後、仰繪師被圖

之、予藤原良經依仰今日書件色紙形、可被仰他人之由、雖申請之、永可被留置御所、猶可書之由、有仰、仍